

## 近世初期山村一揆論

——北山・椎葉山・祖谷山——

福田 アジオ

- 一、問題の所在
- 二、北山一揆
- 三、椎葉山一揆
- 四、祖谷山一揆
- 五、一揆の構造とその歴史的意義

### 一、問題の所在

山間奥地に立地する村落は古い、遅れた社会とする理解は日本人の持つ一つの常識であろう。平野部を先進地とし、山間部を後進地と位置付けることは、日常における生活感覚としてだけでなく、研究面においてもしばしばなされていることである。殊に歴史研究においては、同時代的存在の地域差を理解するための枠組みとして先

進・後進の把握は重要である。近畿地方を中心とした日本の「中央」で展開する事象については先進的と理解し、そこから遠く離れた地域、特に山間奥地や離島での事象は後進的であるとする中で、事象の特色を理解したかのように説明していることが一般的と言える。これは弥生時代の理解においてすでにそうであり、より明確には「中央」の政治権力が日本列島の大半を支配するようになって古代の律令国家の段階に始まり、その後のいかなる時代についても採用されてきた枠組みである。

近世成立期においても同様の説明がほとんど疑問を抱かれることなく、ごく一般的に行われている。以下のようにである。太閤検地を柱とする「小農自立政策」によって中世的な従属百姓は「小農」として自立し、幕藩体制はその「小農」を支配して全剰余労働を搾取する体制として確立した。しかし、後進地域では古い勢力が強く、

「小農自立政策」を貫徹することができず、妥協的な政策を採用せざるをえなかった。例えば検地に際しては、直接生産者を名請百姓として検地帳に登録せず、旧来の名主百姓の権利を認めて分付主として登録する分付記載が広く行われた。ときには一村の全田畑を一人の分付主として登録することさえあったという報告まであり、いずれもその地域の後進的であったことが理由として提出されている。

近世初期には全国各地で百姓一揆が起こっている。それは佐倉惣五郎に代表されるような代表越訴型の一揆よりもはるかに早い一六世紀末から一七世紀の前半にかけて起こっている。その多くは検地反対の一揆であり、一揆勢は兵農未分離の状態の地侍、名主百姓が支配下の百姓を動員したものであることが多い。その代表例は天正十八年（一五九〇）に東北地方で起こった一連の一揆である。この年の八月に秀吉は浅野長政に検地の徹底の実施を「被仰出候趣、国人并百姓共ニ合点行候様ニ、能々可申聞候、自然不相届覚悟之輩於在之者、城主にて候ハ、其もの城へ追入、各相談、一人も不残置、なてきりニ可申付候、百姓以下ニ至るまで、不相届ニ付てハ、一郷も二郷も、悉なてきり可仕候」と命じている。その命により太閤検地が東北地方で強力に進められた結果が一連の一揆として登場することになったのである。まず、その年の九月に羽前田川郡川南地方で上杉氏の庄内検地に反対して地侍たちの主導による三千人の一揆

が起こり、次いで十月に陸前の玉造郡等の平野部で検地および新領主に反対して有名な葛西大崎一揆が起こっている。この十月には羽前飽海郡、羽後由利郡で川北一揆があり、また羽後六郷地方でも検地反対一揆が起こった。これらの一揆に関する研究は、検地によってそれまでの特権を否定される旧支配者層である農奴主達の反動的な抵抗であるとするのが一般的である。百姓一揆そのものは歴史を前進させる進歩的な存在であるのに対し、初期土豪一揆はその反対であるという理解である。<sup>3)</sup> このような理解は、初期の一揆に関する研究を深めることには当然ならなかった。<sup>4)</sup>

そして、各地の検地反対一揆と一連のほぼ同じ性格のものとして処理されることの多い一揆が山間部における慶長・元和期の一揆である。近世成立期に各地の山村を舞台にいくつもの一揆が発生している。その代表は慶長十九年（一六一四）に起こった北山一揆、元和五年（一六一九）の椎葉山一揆、元和六年（一六二〇）の祖谷山一揆である。これらはいずれも初期土豪一揆の典型と考えられている。しかし、いわゆる初期土豪一揆のうち検地反対一揆の多くが太閤検地に対するものであり、秀吉政権下においてである。それに対して、この三つの一揆はいずれも徳川政権下のものであり、しかもほぼ同じ時に起こっている。それは偶然ではなく、検地反対一揆とは異なる一定の共通した基盤が存在するものと予想される。いずれ

も畑作中心の山村なのである。本稿では、これらを単純に後進地域における土豪の反動的な一揆とすることに疑問を抱きつつ、この三つの一揆の様相を乏しい史料によって明らかにしつつ検討し、その意味を考えることを課題とする。

## 二、北山一揆

慶長十九年（一六一四）の十二月に紀伊国と大和国にまたがる北山地方で大きな一揆が起こった。時は大坂冬の陣の最中であり、その大坂方に呼応する形で一揆が起こったというのが一般的な解説である。この一揆の経過なり、内容は、他の二つの一揆に比較すれば、残された史料も多く、やや詳しく知ることができる。まず『大日本史料』が主として支配者側の多くの史料と共に後年に編纂された記録を収録しており、また近年刊行された『和歌山県史』も同様の史料を収録している。しかし、それらの史料の多くは必ずしも一等史料というわけではない。『大日本史料』には「和州北山一揆次第」と「北山一揆物語」が収められ、また『和歌山県史』には「北山一揆等取集書付」（正式の表題は「浅野右近殿御在城十九年之間御証文并北山一揆等前後不同取集候」）、「和州北山一揆次第」と「異本北山一揆物語」の三つが収録されている。いずれも一揆後相当の

年月を経過してから纏められたものであり、貴重な文書を少なからず含むとは言え、記述全てをそのまま鵜呑みにすることはできないものである。しかし、従来の北山一揆の解説は専らこの種の編纂物によってなされていた。これらの編纂物は、近世に起こった他の多くの百姓一揆についても同様に作成されており、それらの記す内容が一揆に対する百姓達の思いや観念を示している点では重要な史料であるが、一揆そのものの経過なり、内容についての実像を知る史料とは必ずしもならないことは明らかである。ここではまず出来るだけ同時代的史料を利用することで一揆の存在を確認しておきたい。

北山一揆が実際に起こったことは間違いない事実である。『大日本史料』に収録された「浅野家旧記」はじめ和歌山県内所在の諸家文書がそのことを示している。例えば、「浅野家旧記」から採録された次の文書である。<sup>(3)</sup>

以上

今度紀州新宮表へ一揆罷出候処ニ、貴殿御内戸田六左衛門尉走合、一揆之者共悉追散、首数多討捕、無比類働之由注進被申上候、其段具達上聞候処、一段御感被思召候、此旨六左衛門方へ可被申遣候、恐々謹言、

本多上野介

十二月廿二日

正純判

浅野右近殿

右者横折之状

.....

以上  
旧冬十二日、其地一揆共多勢にて、新宮へ取懸候刻、其方以覚悟早速追払、殊首共数多討取候儀、手柄ニ候、則両御所様へ申上候処ニ、御感不斜候、いまた在々ニ残党共有之由候、右近大夫差越候間、其方弥可入精事肝要候、恐々謹言

但馬守

正月二日

長晟御書判

戸田六左衛門尉殿

右者横折之御書、

右二通、浅野甲斐家来戸田六左衛門所持

あるいは紀伊石垣文書にある次の証文である。<sup>(6)</sup>

一北山意起之者十二月十一日ニ新宮江大せいにてよせきたり、

卯ノ刻よりおとも口ニ而合戦仕、かちにて大川を先かけ被

仕、寄セ手之者ことごとく追払、此時之手柄諸人ニ相しれ、

まきれ無之候、将亦北山へ出陣、十二月廿七日ニ、大野之川

ヲわたし、此時も先陣被仕、大峯山之前鬼意起大せう左衛門

ノ大夫と申ものをくみふせ、首を取申事、此儀尚以まきれな

く候、惣而貴所之てから度々之事無比類候、此旨浅野但馬守

へ具ニ可申上候、為証文指夫申候、

浅野但馬守内

慶長十九年寅ノ十二月廿九日

長田正政所

紀州佐野庄

竹原徳兵衛殿

また紀伊山本文書に、新宮を守っていた戸田六左衛門が出した次のような書状が残されている。<sup>(7)</sup>

態令申候、仍、今度其元情を被入之由、野村津右衛門殿被仰候を承候、いよいよ無油断御才覚候て、四村之者共打取候様ニ御才覚尤ニ候へへ、各情を被出候由、右近ニ可申聞候、就其いつきと一身仕たる在々百姓共、草之なひきくるしからず候間、立帰候様ニ、是又尤ニ候、以来少も別儀有間敷候、為其一書如此ニ候、恐々謹言

十二月十四日

戸田六左衛門

藤左衛門殿

左 介殿

茂兵衛殿

このような文書によって慶長十九年十二月十日前後に一揆が起こ

り、新宮の町まで押し寄せたこと、そして一揆勢は敗退したことは歴史的事実として確認できよう。さらにその一揆勢の中心が北山にあったこと、その故であるうが一揆が北山一揆（意起）と当初から呼ばれたことも判明する。また、この一揆について徳川秀忠まで早速に注進され、その指示を仰いでいることも知られる。しかし、一揆勢がいかなる地域から起こり、どのような人間で構成されていたかは当時の史料からでは必ずしも明らかにできない。一揆当時に作成された史料は言うまでもなく鎮庄側のものであり、一揆内部を把握しているものではない。そのような文書によれば、一揆は大和国北山において起こったものであり、その中心人物は「大峯山之前鬼意起大せう左衛門ノ太夫」とされていた。その規模は当時の史料に記載されたものはないし、一揆の目標や組織についてももちろん当時の史料は記すことはない。ただ、先の十二月十四日付の戸田六左衛門の書状が示すように、一揆勢は武士的な存在のものによって構成されていたのではなく、多数の「いつきと一身仕たる在々百姓」のいたことが分かる。

一揆の経過については、新宮攻撃に失敗して、山中の各所で討伐にあい多くの犠牲者を出したことが判明するだけである。その討伐側の戦功を記した感状が今日まで残された史料の大部分を占めており、後世編纂された記録類もそのような戦功の記事で埋められて

いる。一揆勢が新宮攻撃に失敗して山中に退却し、各地で討伐軍と戦った様子は、むしろ感状を主要な史料の根拠として伝聞さらには伝承までも含んで編集された編纂物の記事に詳しい。それはいずれも討伐者側の戦功を伝え、あるいは自慢するためのものであり、事実そのものではない。しかし、その記事を活用する以外には、一揆の敗退過程とそこに示された一揆勢の内部構成を知る手掛りはないのである。

編纂物の一つである「和州北山一揆次第」は本文中に「寛文元年迄四拾八年ニ成」と記し、また討伐に加わり戦功をあげた多くの人物について「今に子有之候」と記載していて、この記載によって一揆から半世紀弱の年月しか経過していない時期に成立したものと判断でき、編纂物のなかでは比較的信頼度が高いと考えられるが、それは戦功をあげた者を個条書きにして、それぞれの戦功を、残された感状等の文書を掲載しつつ記述している。その記事の一例を紹介すると次のようなものである。<sup>(8)</sup>

一有馬喜藤次北山一揆ニ付内之もの働申候而何茂手柄いたし候覚

下尾井村ニ而 首巻ッ 佐波佐左衛門

大居谷ニ而 同巻ッ 同人

高瀬ニ而 同巻ッ 白子屋

同所ニ而 同巻ッ 今に子有之候  
九鬼安右衛門

同所ニ而	同壱ツ	井土村 田畑
同所ニ而	同壱ツ	同村 かりや
同所ニ而	同壱ツ	同村 茂太夫
同所ニ而	同壱ツ	同村神主 竹太郎
同所ニ而	同壱ツ	同村 十蔵
同所ニ而	生捕壱人	九鬼安右衛門
同所ニ而	同壱人	東九兵衛
同所ニ而	同三人	中間共
同所ニ而	同貳人	神ノ木 五郎左衛門

右何茂只今ハ在々ニ而百姓仕罷有候、有馬喜藤次殿ハ牢人にて  
唯今ハ主膳と申江戸ニ而身上稼被申よし

この記事によれば有馬喜藤次の一隊は九人の者を殺して首を取り、七人を生け捕りにしている。これほどまでに多くの者を殺したり、生け捕りにしてはいないが、同様に各地で首級をあげたことが記録されている。それら討ち取った者の首については「首共は一揆見候処ニ掛置其鼻をそき塩漬に仕、新宮へ集一同に目録ニ而上ケ候様」に指示が出された。

年末には大坂で和議が成立し、領主浅野氏は和歌山に戻ったが、そこで北山への本格的な討伐が開始された。熊野から北山へと討伐の展開したことによって一揆勢は潰滅した。慶長二十年六月十日付の「紀伊国一揆成敗之村数」(浅野家文書)<sup>10)</sup>は、「慶長十九年十二月廿六日熊野一揆起在所」として三二の村名をあげ、その成敗人数を三六三人としている。三二という村数はこの地方の大半の村が一揆に加わったことを示している。なお、この文書は翌慶長二十年五月にも日高郡、有田郡、名草郡等で一揆が起り、日高郡での成敗人数二五二人をはじめ計四〇〇人余りを殺したことを記録し、この二年間で合計八〇六人を成敗したとしている。ただ、注意しなければならぬのは、この二年間の記録は紀伊国の範囲に限られており、大和国に属する村々は計算されていないことである。

しかし、このような大規模な制圧でも広大な山中を平定したということにはならなかった。一揆側はあちこちの山中に隠れ、討伐軍に抵抗を示したことが断片的な史料から窺えるのである。たとえば紀伊国南牟婁郡楊枝村にあった浄楽寺宛の以下のような文書がいくつかの編纂物に採録されているが、ここでは「北山一揆等取集書付」所収の二通を紹介しておこう。<sup>11)</sup>

(一)  
去十九日於山地村山さかし仕、十つ川組へ首二十三討取到来祝着

之至候、今度別而被入精之通聞届候、恐々謹言

九月廿三日

右衛門長盛 増田氏之由

浄楽寺長訓

〔二〕

去廿二日山地村之者岩窟へ籠有之処へ取掛耆人もらさず討捕、首十九到来、誠ニ今度之働無比類候、次其方弟鉄砲ニ被打相果候由不便之至候、猶大塚勝介小嶋三右衛門可申候、恐々謹言

九月廿五日

右衛門長盛

浄楽寺長訓

この二通の文書は、一揆が相当長期間にわたって抵抗したことを教えてくれる。一揆が起こってからすでに一〇か月が過ぎた九月においても山中に立て籠もり抵抗しているのであり、それに対して討伐側は相変わらず多くの者を殺している。殺された者達は、二通目の文面に「山地村之者岩窟へ籠有之」とあるように、特定の名前ある者ではなく、山地村の百姓達であったことを表現している。その人数は首を取った者として教えられているように、一九人であった。すでにこの村では十九日に二三人もの者が討ち取られているので、合計すると四〇人以上の者が殺されているのであり、その多さから殺された者の大部分は武士的な存在の土豪というよりも百姓であったと判断すべきであろう。

さらに、世間によく流布した「北山一揆物語」の一本は、一揆勢の最終的な処分について以下のように記述している。<sup>(12)</sup>

一 元和元年卯ノ年從 公儀為下知熊野奥北山境に一揆を初として城を拵置候様ニも其奉行藤堂和泉守に被仰付、入鹿組赤木村ニ城普請初リ漸々出来致シ紀昴領之内北山河村何某何村ニ而ハ誰と言ふ者早々御取立之拜見仕嬉可申との御廻文也、村々の者共無何心我もくくと罷出和泉守殿江御目見へ可仕由ニ而赤木村へ相詰ル、其内一揆に一味之者の分手錠以テ其閑違之間ニ而耆人も思ひ出シ、取ツてはくまり遼の奥くすれ行、其比何村誰と呼畏て出ルヲ取ツてはくまりくく耆人茂不残からめ取則大栗須と赤木の者其間にたひらごといふ休陽長キ尾有リ、此所ニ何百人共数不知く門ニかゝりけり

一大坂のさわき終テ寅ノ秋冬之比若歌山にて一揆ニ組したる者御穿鑿之上籠者其上火あふりの由

一新宮領并御蔵領入鹿組相野谷川長筋不残一揆ニ組したる者、御吟味の上数百人鵜殿川原ニ而一々獄門ニ懸りけり

このような記事がどれほど事実を伝えているかは明らかでないが、大量の処刑があったことはまちがいないであろう。そのことを示す文書が浅野文書のなかにある元和元年閏六月二日付の「熊野にて去年一揆起シ申候者并当年一揆催シ仕候者共只今成敗申付覚」<sup>(13)</sup>

である。そこには「一揆之者共を迎ニ罷越、新宮へ案内仕、取懸申候」という理由や「去年一揆の催を仕、在々へ触状を持廻候」ということで捕まり成敗された者の名前が村毎に並んでいる。なかには本人を捕まえることができなかったので、「妻子を成敗仕候」とか「其母并せかれをとらへ、或人共ニ成敗申付候」あるいは「三介女子一類六人とらへ、見せしめのため、三介頸同前ニ、平谷村へはた物ニかけさせ申候」などと記載されている者も少なくない。

さて、その一揆の要因であるが、それを語る史料はない。編纂物はいずれも大坂の陣との関係で説いている。大坂方からの工作があり、大坂への出陣で手薄になった新宮なり和歌山を攻めて占領しようとしたものだという。恐らくその説は事実の一面を伝えてはいるであろう。しかし、何故北山の人々は大坂方に呼応したのであるうか。その内的条件については明らかでない。そこで一揆の首謀者とされる人物達に注目してみる必要がある。『北山一揆物語』の別の一本は河井村の山室、センキウノ津久、堀内将監、中村某、小中某の五人を首謀者とし、これを「世ニ所謂五鬼是也」と記している<sup>(14)</sup>。この五鬼とは北山に居住していた修験の者であったことが推測される<sup>(15)</sup>。北山一揆は山間地を拠点として活動していた修験者の関与する一揆であり、それと行動を共にした山の民の命を賭しての戦いだったのである。その相手は紀州の領主ではなく、統一権力そのも

のだったとすべきものと予想しておきたい。<sup>(16)</sup>

### 三、椎葉山一揆

徳川幕府にとって公的記録とも言うべき官撰史書の『徳川実紀』の「台徳院殿御実紀」巻五一の元和五年（一六一九）の記事に何回となく登場するのが九州の山間部の椎葉地方に起こった一揆である。その詳細な記述が、中央の政治権力にとって大変な関心事であったことをよく示している。まず『徳川実紀』の記事によって一揆の様相を見ておこう。記事の最初は七月二十八日の条である。<sup>(17)</sup>

○廿八日阿倍四郎五郎正之、大久保四郎左衛門忠成を肥後日向の国境椎葉山（一に那須山といふ）中の凶徒を鎮むべしと面命せらる

とあるように、幕府から九州椎葉山に直接鎮圧の軍隊が派遣されることから始まっているが、この記事に続き鎮圧の軍隊派遣の理由が次のように書かれている。<sup>(18)</sup>

かの椎葉山といへるは、四面みな峻岳重嶺絶嶮にして、樵夫柚人もたやすく分入事を得ず。相良左兵衛佐長毎が領地球麻郡より一徑を通ずるのみにて、其外更に道なし。山中には那須久太郎、紀之助、左近といへる豪族ありて久しく山中に割拠せり。



豊臣太閤武威盛なるに及んで、彼等恐服し終に朱印を給はり、其地に安堵し年々蒼鷹を貢とす。慶長の末天下統一統せらるゝに及び、豊臣家の例にまかせ、当家よりも御朱印を下され、那須が一族山中を安堵する所、近年庶子弾正といへる凶悍の者ありて、山民をあざむき一揆をくはだて、宗家の久太郎を殺し、山中を横領せんとす。こゝに於て山中もつての外擾乱す。左兵衛佐長毎伏見城にいで、この事を注進すれば、さらば討手をさしむけらるべしとて、日々諸老臣會議す

そして、八月一日に阿倍正之、大久保忠成が伏見を出発したこと  
を記し、同七日に豊後の鶴崎に到着したとし、そこから「椎葉山に  
使を立、今度御使として兩人をむけられしは、山中の訴訟を聴断  
し、かつは鷹巢及田嶋等の事を沙汰せしめられむがためなり。然と  
いへども山路嶮岨にて人馬通せず、たやすく其地に赴きがたし、山  
中のもの十五歳以上六十歳以下、ことごとくこゝに来るべしと令し  
けれど、敢て答る者なし」と、その最初の対策が失敗したことを書  
いている。そこで幕府軍は内陸へ向けて進み、十四日には肥後の人  
吉城に到着した。そして再度、椎葉山に対して書状を出したとい  
う。その内容は「先に山中の者を召ども来らざるは、公令を蔑如す  
といふべし。速に大軍を發行し、首惡の酋長等を誅戮すべし」とい  
うものであった。椎葉山では「一揆等かねて要害の地を構へ、防戦

の用意しけるが、此檄文をみるに、山民ことごとく誅せらるべきに  
はあらざるべしとて、異儀区々なり」という状態であったと『実  
紀』は記しているが、これがいかなる情報によって幕府側の記録に  
留められたのかは明らかでない。しかし、二回にわたる幕府軍からの  
脅迫的書状によって一揆勢に動揺があったことは推測に難くない。

十八日には、那須弾正の子をはじめとする一揆勢三〇人余りが山  
を下りて人吉城下に来たのに対して急襲して全員を捕らえ、そのう  
ち「凶徒」一九人を殺した。そして、二十三日になって人吉を出て、  
椎葉へ向けて進撃を開始したが、その途中でも一揆勢三〇人余りを  
捕らえて殺し、夜半にはいよいよ椎葉の山中に進んだ。その後の経  
過について、『実紀』は次のように記している。<sup>(22)</sup>

この山に三逕あり、正之等江代に於て謀を定め、士卒に命じ三  
隊に分ち、一隊は山口に屯して、山中より逃出る事を得ざらし  
む。一隊は山中の者を見ん程ならば、擲取て刀剣を奪ふべしと  
定め、一隊は凶徒を誅戮する事を秘して、土人に知しめざる為  
に備へしめ、正之等葛かつらを攀巖石を渡り、からうじて山中  
におし入、山中二十六村の男女千余人、一人残らず擲取て、凶  
徒の酋長百四十人が首を刎るを見て、婦女自殺する者廿人。茲  
に於て正之、忠成等兼て御朱印を奉ずる者を悉く赦して、令  
を嚴にし恩を施し、鎮恤しければ、土人悉く安堵し、山中静謐

す

『徳川実紀』は、他の多くの百姓一揆についてはほとんど何も記述していないのに対して、この椎葉山一揆についてはこのように詳細に経過を追って記していることは注目すべきことである。そして、椎葉山一揆の内容に関する史料はこの記事を越えるものが存在しないと云える程なのである。『大日本史料』第十二編之三十一の元和五年七月二十八日の条にはこの一揆に関する史料が纏められているが、その中心は二代將軍秀忠の事蹟録である『東武実録』であり、また『寛政重修諸家譜』である。いずれの文章も『徳川実紀』とほぼ同じものといえよう。『徳川実紀』の記事はもちろん『東武実録』を出典の一書として掲げており、『東武実録』に主として依拠して記述されているものと判断される。官撰史書に頼らなければ一揆の姿が明らかにならないというのは不思議であり、また問題であると言わねばならない。

『東武実録』や『徳川実紀』が記すところによると、幕府軍が殺した一揆勢は二〇〇人に及ぶ。しかも、それは後の百姓一揆と異なり、吟味の結果として後になって処刑したものではない。その場で殺しているのである。それは、この椎葉山一揆が単なる百姓一揆ではないことを示している。当時の椎葉の人口がどの程度であったかは明らかでないが、『実紀』は一〇〇〇人余としている。この数字は

進撃した側の功績を大きく見せるためあるいは過大に記している可能性もあるが、一〇〇〇人が椎葉の人口であったとして、二〇〇人の殺害はその二〇パーセントに当たる。これは大量殺戮と言ってもよい数字であろう。椎葉一揆は一揆というよりも、戦争であった。

『徳川実紀』をはじめ、この一揆に関して記した記録はいずれも、一揆の原因を那須氏一族の内紛であるとしている。その那須氏の内紛の経過については相良氏の記録である『歴代参考』が詳しく記述している。それによれば「那須山昔々十三人ニ而山中を治、在所々々を領して罷在候」ところ、そのうちの一人の那須弾正が他の二人を押さえて、上に出ようとしたことが発端だという。それは椎葉山に豊臣秀吉の鷹匠落合新八郎が来たときに、那須弾正が代表となって接触し、他の者を自分の家来のように扱い、さらに秀吉から朱印状を貰うに際して、自分を含めた三人が椎葉山を支配するよくな朱印状を得たことで、他の者達が反感を抱くようになった。そして、那須弾正が死去して、子供の久太郎の代になって、その対立がいよいよ激しくなり、ついに久太郎は殺された。そのことを久太郎の妹婿の那須主膳が江戸の幕府に訴えたことになって事件が顕在化し、最終的には幕府が直接椎葉を討伐することになったのだという。しかし、この説明ではなぜ九州の山間部の土豪の家の内紛に幕府自らが評定して討伐の軍隊を出さねばならなかったのか明らかで

ない。秀忠は「那須山之者共、ヤムもすれハ氣隨を仕、多年六ヶ敷事を言上申候間、耆人も不殘御成敗可被成候」と命令したという。そこでは、どちらが正統であるかが問題ではなく、武力をもって互いに争う椎葉山の住民の存在が幕府にとって問題だったのである。この点に注目しなければ、この大規模な討伐の意味は理解できないのではなからうか。

『徳川実紀』は後世の編纂物であり、その記すところの表現はそのまま歴史史料として利用することができないことは言うまでもない。しかし、『実紀』が椎葉山の一揆勢を「土人」と言い、その中心人物達を「酋長」と表現していることに注目せねばならない。椎葉の山中に住み、幕府軍に抵抗した人々を、幕府に残された史料が「土人」とか「酋長」と表現して一向に構わない存在として一揆勢を記録していたからであろう。そこには、椎葉山の一揆勢を見下した差別的な位置付けが明らかに存在する。

#### 四、祖谷山一揆

元和六年（一六二〇）に祖谷山の名主一八人が百姓六七〇人を引き連れて徳島城下に出て、蜂須賀家政に強訴する事件が起きた。これが祖谷山一揆である。この一揆についても残された史料は乏し

い。現在まで祖谷山一揆について語るときに使用される史料は唯一つに限られている。それは「祖谷山旧記」と呼ばれるもので、一揆の鎮座に大きな功績をあげ、その後近世を通して祖谷山に君臨することとなった喜多源内家を中心とした祖谷山の各名の名主家の家筋についての書き上げという性格の編纂物である。したがって、これまた史料としての限界が大きいものであるが、それと異なる系統の史料の存在が知られていない現在では、文書を多数引用している「祖谷山旧記」はやはり唯一の依拠史料ということになる。「祖谷山旧記」が一揆について記している部分はそれほど多くはない。以下に該当の部分の全文を紹介しておこう。これは喜多家の書き上げの部分である。<sup>26)</sup>

一慶長年中、安右衛門、渋谷安大夫殿と、祖谷山東西ヲ分、西分ハ安大夫殿ニ裁判被仰付、東分ハ安右衛門裁判被仰付、御年貢諸政道兩人申談相勤候、元和三年、蓬蕃様為御意、祖谷中名主持伝之刀脇指遂詮議指上可申旨被仰付、東西名々夫々詮議仕取揃指上申候、則安大夫殿請取手形、左之通、今以所持仕候

覚

一伯州住安綱

式尺五寸

但直刃疵不見

(中略)

右六腰之道具粟枝渡名主所持

(中略)

一大和国包永

式尺六寸五歩

但直刃疵不見

右ハ尾井ノ内名主所持

此度、蓬菴様為 御意、祖谷山中名主共持伝之刀脇指、一々遂詮議相改、目錄之通式拾七腰受取申候、拙者儀罷帰、右之越申上、代物之儀者、追而否可申達候間、御自分ノ名主之面々へ、右之通御申聞可有之候

元和三年巳霜月十一日

渋谷安太夫 書判

喜多安右衛門 殿

右之代銀、元和六年迄御否無御座候ニ付、指上人之内名主拾八人免頭仕、百姓六百七拾人召連、对安太夫訴状指上、蓬菴様御仏詣之節、於途中、御直訴仕候、右之内落合名主彦七、尾井ノ内名主七右衛門、大枝名主孫太郎、峯名主又兵衛、平名主孫四郎、一字名主新太郎、右六人之者共、御糺明之上、其科相究、穢罪ニ被仰付候、其内彦七男子忰三人、七右衛門男子忰式人所持仕候処、安右衛門ニ御意を以、其名々成敗被仰付候、今井名主藤左衛門、釣井名主藤十郎、田野窪名主彦三郎、重末名主六郎三郎、鍛冶屋名主与五郎、右五人之者共、御糺明之上御成敗被仰付候、西名主彦太郎、中尾名主彦十郎、戸ノ谷名主彦次

郎、名地名主孫八郎、閑定名主長藏、地平名主藤太郎、片山名主彦一郎、右七人之儀ハ、御糺明之上、其科御赦免被仰付、再度不埒申聞敷誓紙被仰付、其儘御立置被遊候、六百七拾人余之百姓、其科御赦免、此時名子と被仰付、私先祖安右衛門、其外高取之面々、并名主共、猶以心儘ニ召仕候様ニ被仰付、其節之御書、并御証文両通共、私家ニ所持仕、写左ニ仕候

急度染筆候、仍而今度其谷名主共、安太夫儀、様々不届之旨捧目安候、雖然、彼条数能令糺明候へハ、安太夫越度之族ニ無之候、併右条数之外、如何躰之仕合候哉、其段難計ニ付、自今以後、其谷使相止候而、井村佐治右衛門指越候条、万端不可得疎略候、具ニ両人方ノ可申聞候条、閣筆候、

八月十一日

蓬菴 御判

荒瀬

徳銭

菅生

西山

窪

政所安右衛門

これが祖谷山一揆を伝えるほぼ全史料である。他の史料は多くがこの文章を引用しているか、依拠して説明しているものであり、内

容的にはむしろ信頼度の低いものである。この「祖谷山旧記」によれば、元和三年に刀狩の命令が出され、その結果祖谷山の各所に居住していた名主から刀が没収された。その没収に際して、藩の役人は「代物」を与えることを内々に保証したのである。三年後の元和六年になって、そのうちの八人の名主が中心となり、没収された刀の補償を求めて、六七〇人の百姓を動員して徳島城下に押し出し、刀狩にあたった役人の非法を直訴したのであるが、もちろんそれを領主側が取り上げる筈もなく、名主達は捕まり、処刑されたという。そして、一揆に参加した六七〇人の百姓達も「名子」身分に落とされ、一揆制圧に功績のあった喜多家はじめ、一揆に加担せず存続した名主達にその後永く「心儘ニ召し仕候様ニ被仰付」ことになった。

この記載から判断すれば、一揆は刀狩によって自分達の地位の象徴である刀を奪われた土豪層が起こしたものであり、保守的、反動的一揆の典型であるということになる。しかし、それにしては不思議なのは、百姓六七〇人もが同行して、遙か遠くの徳島城下まで出掛けていることである。隸属状態にあったために、主家の指示を断ることもできずに、徳島まで従ったという説明もできようが、それにしては徳島までの距離は大きい。百姓達が名主層の厳しい隸属下に置かれたのは、旧記が語るように、この一揆の結果として名子

身分に落とされてからのことである。当時の祖谷山の百姓には一揆を起こし、徳島まで押し出す必然性が自らの置かれた状況のなかにあったと考えるべきであろう。六七〇人もの百姓が名子身分にされたのは、実はそれまでの長期にわたる蜂須賀氏との戦いの最終的な決着であった。

蜂須賀氏が阿波に入部したのは天正十三年（一五八五）の長宗我部元親の没落によってであるが、その入部およびそれに伴う支配政策、特に検地に反対して阿波国各所において一揆が起こった。祖谷山においても一揆が起こり、数年間にわたり激しく蜂須賀氏に抵抗した。その模様はやはり「祖谷山旧記」の各名主の来歴のなかに記されている。中心となる喜多家のその部分は以下の通りである。<sup>27</sup>

一蓬菴様被遊 御入国候節、美馬郡岩倉山曾江山之住居人共御下知相背候ニ付、右源六御呼出被遊、相鎮候様ニ被仰付奉畏、第六郎三郎、其外一族召連、彼地へ立越、無異儀奉入御手候、御機嫌之上、天正十四年、於一字山、高百石余、源六ニ被下置候、然所祖谷山之住人源平之末葉余多相籠り徒党仕、御下知相背候ニ付、御追討之御人数ヲ御指向被遊候所、悪党等、難所ニ方便を構置而、御人数落命仕候、此時に至り、私先祖喜多六郎三郎、倅安右衛門、美馬郡一字山ニ罷在、兼而祖谷山按内之儀ニ御座候へ、悪党誅伐奉乞請、方便を以、過半

ハ降参仕らせ、則降人之者共召連、名職申与無相違被為遣候、御国命に不相随族、下瀬名主大江出雲、久及名主香川權太、釣井名主播磨左近、今窪名主中山藤左衛門、榎名主三木兵衛、一字名主田宮新午、平名主八木河内、右七人之者共、土州方ヲ執持、狼籍之仕方ニ付、喜多六郎三郎父子として討亡申候、居合名主橘大繕、大枝名主武集兵馬、尾井ノ名主大野主馬、今井名主黒田監物、田野内名主坂井大学、鍛冶屋名主轟与惣、峯名主影山将監、栗枝渡名主松家隼人、奥ノ井名主松下平太、田ノ窪名主横田内膳、重末名主本田修理、此拾老人之者、重々御国命相背徒党任、土州方へ一味仕、御敵対申所、右七人之者ヲ六郎三郎父子討亡申ニ付、在所ヲ忍出デ、讃州へ罷越候所、六郎三郎、安右衛門追かけ、鶴足ニ而、拾老人之者共搦捕、安右衛門儀ハ、直ニ渭津へ囚人引連罷越、右之趣言上仕候所、御札明之上、早速御成敗被仰付候、六郎三郎儀ハ、右十八人之類親共、何事を歟相企可申哉、其段難計、鶴足ハ祖谷山へ罷越、十八人之類葉共不殘召捕、渭津へ罷越、右之段言上仕候処、科之輕重ニより、重きハ御追放被仰付、輕きハ束御<sup>くわご</sup>国命ニ可奉相随旨、起請文被為仰付、御赦免被成遣候、右之通相治リ候上、蓬菴様御感被遊、御結構なる御意之上、御証文被成下、夫ハ為定使祖谷山へ罷越制道仕

候、右御証文之写左ニ仕候、

其方事、いや表へ為定使苦勞之条、為堪忍分一名遣置候間、弥いや東西之儀、無油断令才覚、馳走可為肝要、猶寺沢治部之丞、佐治九左衛門可申聞者也

天正十八年十二月朔日

家政 御書判

北六郎三郎 殿

また、徳善名の徳善氏の書き上げには以下のように記されている。<sup>(28)</sup>

一蓬菴様御入国被為遊、早々被召出、難有御意被成下罷在候処、祖谷山名主共拾八人徒党任、六ヶ年之間、不奉随御意、引籠居申候、然所喜多源治先祖安右衛門ニ被仰付、右名主之内、於祖谷山、七人ヲ安右衛門父子之者共成敗仕節、重末名主六郎三郎弟弥六と申者、徒党仕不奉随ニ付、安右衛門方ハ、私先祖藤松方へ内通申越ニ付、藤松拾三歳ニ罷成幼少之者故、伯父兵部と申者、重末へ罷越候所、弥六儀様子承及、立退申ニ付、急ニ追かけ、道ニ而討留メ、首安右衛門ニ相渡申所、右之段安衛門方ハ言上仕、早速 蓬菴様へ被為召出、

(以下省略)

蜂須賀氏の入部によって起きた一揆は六年間にわたって続いたことが知られる。それは、祖谷山の三六人のうち一八人の名主が一揆を起こしているのであり、「難所ニ方便を構置而」というように山間

の蔽しい地形を利用して激しく抵抗した。その鎮庄のために同じような山間地である一字に居住していた喜多六郎三郎が動員された結果、このとき相当数の名主が処刑され滅ぼされたのである。そして、その後の支配のために喜多六郎三郎、安右衛門父子が一字から祖谷山に移って居住することになった。近世を通じて祖谷山を支配した喜多源内家の始まりである。

祖谷山に総検地が実施されたのは慶長十七年（一六一二）のことである。このことは祖谷山の人々の抵抗が天正年間を終了しなかったことを示している。粘り強い抵抗が続いていたのである。それに対してようやく検地を実施し、それに続いて刀狩を行ったのが慶長末から元和にかけてであった。そのことは幕藩領主的な支配体制が完成することを意味した。元和六年に六七〇人も百姓が徳島に押し出したのは、名主達に動員されたためだけではなく、彼等自身の存立の基盤がなくなる危機をこの過程で感じたためと考えるべきであらう。

## 五、一揆の構造とその歴史的意義

慶長から元和にかけて三つの地域で展開した一揆について、それぞれ乏しい史料を頼りに概観してきた。いずれも近世初頭という史

料の残存が非常に乏しい時期に起こった一揆ということもあって、一揆の具体像を描くことはほとんど不可能な状態であり、不明確な点も少なくない。しかし、それでもこの三つの一揆を貫く特色をいくつか把握することができたと言える。

第一に、三つの一揆はいずれも武士的存在の土豪層の反乱というものではないし、逆にまた近世を通じて展開した百姓のみによる一揆でもない。どの一揆も、土豪層と百姓の両者を含んだ、地域全体の反抗としての性格が濃厚である点にその大きな特色があると言えよう。

第二は、近世的なイメージで語られる一揆のように鉄鎌を持ち、むしろ旗を掲げてというものではない。いずれも刀槍さらには鉄砲を持ち、それらを使用しての武力衝突を繰り返すものであった。山間奥地を舞台にしての戦いという性格を色濃くもっていたと言えよう。

第三に、これらの一揆の鎮庄は討伐軍を派遣して、一揆の地域に攻め込み、武力行使によって達成された。その最も典型的な在り方は椎葉山一揆に示されているが、幕府から討伐軍が派遣される形をとっている。<sup>29</sup> 北山一揆の場合も和歌山の浅野氏のみによる鎮庄ではなく、その経過なり結果は全て幕府へ報告され、また指示も出されていることが残された史料で判明する。ただ祖谷山一揆のみは幕府

との関連が弱い。

そして第四に、一揆の結末はもろんいずれも一揆側の敗退で終わっているが、その際の処理は大量殺戮を伴っていることである。

北山一揆は、確実な数字としては知ることができないが、少なくとも三六三人がまず処刑され、その後にも多くの者が獄門や火あぶり、磔にあっている。椎葉山一揆では殺された者は二〇〇名を超えた。祖谷山一揆においても、天正年間からの犠牲者は恐らく相当多数に上ったものであろうことが推測される。大量殺戮によって一揆の地域を平定し、支配可能な地域に組み込んだのである。

以上のような特色はどのような歴史を持つものであろうか。いずれの特色から言っても、基本的に近世の百姓一揆とは異なるものである。兵農未分離の状態の土豪層と百姓が一体となって起こした一揆とすれば、それは中世後期の土一揆に近いものと言えよう。しかし、そこに組織基盤としての惣の存在はほとんど窺えず、また徳政要求や年貢減免要求は見られない。一揆としての目標は土一揆のように明確ではない。同様に天正年間にしばしば起こった検地反対一揆とも異なる。検地の施行によって特権的地位を失う旧領主層なり土豪層の抵抗としての一揆としてこの三つの一揆を理解することはできない。

徳川家康および秀忠が一揆についての情報を得、判断をして指示

を与えていることに注目しなければならぬであろう。地方の個別領主の問題として処理されるような一揆ではないという認識が彼等にあつたことを示すものである。北山一揆の場合はあるいは大坂の陣との関係があつてそのように判断されたということも言えようが、椎葉一揆は椎葉からの訴えが幕府に対してあつたことが理由であるとしても、それほど時の政治情勢に大きく影響するとは思われない時期に起こっている。それにもかかわらず、幕府から直接軍隊を派遣することにしたのは、この一揆の制圧が体制にとって重要な意味をもっているという認識があつたからに外ならない。そのことがまた結果としての大量殺戮に表現されているのである。

言うまでもなく、近世の支配秩序は石高制に集中的に表現されている。石高制は、社会的富を米の生産量に集約して表示し、それによって全国を統一的に把握する体制である。個別の百姓の所持高に始まり、武士の知行高まで全て石高で表され、また様々な富の地方差も石高に統一されて一つの基準で示されることになった。それは現実には稲作をしない畑や屋敷までも米の生産量を認定して石高表示するものであつた。近世の石高制は、水田稲作社会の展開の帰結としての支配体制だつたと言える。これによって非稲作社会が完全に劣位に置かれることになった。

近世初期の山村における一揆は、支配体制が山村の独自性を否定



して石高制のなかに完全に組み込むための武力行使だったと言えよう。それは一揆から言えば、石高制社会に対する自分達の独自の社会を守るための命を賭けての戦いであった。独自の社会とは非稲作の畑作社会であり、それは本来焼畑と狩猟に基盤を持つものであった。非稲作社会としての山村は中世にあってはその独自の存在を保ってきたし、またそれ故に領主支配を受けない無主の地という性格を持っていた。北山一揆の遠因を「新宮領之内北山之儀信長公之御代、迄守護付にても無之処ニ太閤様御代吉川平助同三藏と申仁始而仕置被成候<sup>30)</sup>」という状態に求める説明があるように、近世に入るまでは独自の社会として存続していたのである。椎葉山も同様で「椎葉山之儀者、是迄何方之支配ト申儀無御座、不取締ニ付、時々騒動ケ間敷有之、御公儀様へ度々御難題差上候<sup>31)</sup>」とされるように、幕府の支配の完全には及ばない土地であった。この一揆の鎮圧の結果として「当年ヨリ天下之百姓ト相定<sup>32)</sup>」ことになったのである。祖谷山は古来三六人よりなっていたが、それらの名主はいずれも源平藤橘の武士の末孫であることを主張し、「代々の銘主自領して渡院を継連銘と相統す。三好家盛成とき其權威になひき、長曾我部四国押領の節は其幕下に属し、往古より住居の所<sup>33)</sup>」というように、時々の支配者の下に入りつつ独自性を保持していた。このような社会が豊臣秀吉の天下統一によって石高制の社会に組み込まれることになった

のであるが、豊臣時代には顕在化しなかった矛盾が徳川政権となる慶長・元和期になり極限に達したのである。石高制は全国津々浦々にいたるまで貫徹すべきものであった。石高制の外に存在する社会を認めることは体制にとって非常に危険なことだったと言わねばならない。石高制の外へ出ようと絶えず動く非稲作社会の存在は、たとえそれが辺境の山間奥地であっても危険な存在であった。非稲作社会それ自体としては権力の基盤になるものではないので、当初はある程度放置されていたものと思われるが、幕藩体制の確立段階になるとその存在は非常に危険なものになってくるのである。石高制の確立のためにはそのような社会の存在を抹殺する必要があった。この三つの一揆における支配者側からの積極的な行動はその故と云ってよいであろう。

近世初期の山村における一揆、特に北山と椎葉山の一揆の歴史的意義について最初に論じたのは柳田国男であったろう。彼は次のように述べている。<sup>34)</sup>

熊野の北山、日向の那須などの旧記を読んで見ると、山民は近世の平和時代に入るに先だち、又その平和を確保する手段として、驚くべき大規模の殺戮を受けて居る。他の多くの山地でも、文書の史料は無いけれども、恐らく亦同一の趣旨、同様の利害衝突によつて、たとへ殺されないまでも強い圧迫を受けて、散乱し

てしまったことは想像せられる。彼等の生活法則に農業者と一致せぬ何物かゞ有つたとすると、それは勿論世の所謂乱世に適したものであつて、言はゞこの以前が幾分か栄え過ぎて居た為、反動が特に悲惨であつたのである。勿論その中には懲戒し治罰せらるべき者が少数は確にまじつて居つたであらう。しかし他の大多数は無辜であつた。婦女幼童は申すに及ばず、争ひ又は制する力が無くて、盲従して巻添を食つた者は幾らあつたか知れない。さうして近頃までの異色ある山村生活は、この一種の廃墟の上に、再び築き上げられて居たものゝ様に、自分達には感じられる。

この指摘は的確といふべきである。「平和時代」とは石高制による幕藩体制社会のことであり、その確立のために各地の山村で大量殺戮が行われたことを指摘しているのである。「彼等の生活法則に農業者と一致せぬ」ものがあつたというように、非稲作社会としての特徴がそれを引き起こしたことに注意している。本稿における検討も実は柳田国男のこの指摘を裏付けるだけのことと言える。

柳田国男のこの指摘に学んだものと思われるが、千葉徳爾が近世初期山村一揆について具体的な内容にまで踏み込んで論じている。千葉は椎葉山一揆について「近世における稲作農業を基盤とする経済地域と、それらを領域とする政治力とが編成されてゆく過程で、これまで独立の経済と政治の組織を保ってきた山地社会が、その一

部に編入されることを迫られた結果といえよう」と位置付けている。したがって、一揆鎮圧にあつたので大量虐殺について「椎葉山民としては潰滅的な打撃であつたわけで、おそらく事件の当事者たちも、何のためにこれほど苛酷な処分をうけなければならぬか、理解できなかったのではなからうか」と、それが幕府側の論理でなされたことを述べている。そして、この椎葉山一揆に対する鎮圧は熊野北山一揆の経験があつたためだとして、その関連性を指摘している。

慶長・元和期の山村一揆は稲作社会に基盤を置く幕藩体制社会と非稲作社会の最終的な対決であつた。それは、古い反動的な土豪層が地位や権力喪失の危機を感じて歯向かつたというものではない。平野部の土豪層と同じ存在として山地住民を理解してはならない。彼等は平野部の稲作社会とは異なる秩序、異なる文化を保持する社会を形成していたのであり、それが幕藩体制によって否定されることに對して一揆を起し抵抗したのである。石高制を柱とする幕藩体制にとっては、体制の確立過程における不可欠の行動であつたが、それは一揆側にとっては自分達の独自の文化、独自の社会の抹殺解体を強制される事件であつた。一揆後も、従来と同じように、焼畑耕作や狩猟を生業とする社会として存続した。しかし、それは石高制が貫徹し、幕藩体制に深く組み込まれた社会であり、独自の

文化、独自の社会が日常的に展開することは最早なかった。様々な伝承として自分達の先祖の社会や文化が語られ、また儀礼として示されることはあっても、それを基盤にして行動する荒々しい社会とは二度とみなされることが当然のこととなってしまった。

〔註〕

- (1) 『浅野家文書』(『大日本古文书』家わけ二) 八二頁。
- (2) 青木虹二編『編年百姓一揆史料集成』一、一九七九、参照。
- (3) このような見解の代表が林基「近世における階級闘争の諸形態」一九四九(山田忠雄編『農民闘争史』上、歴史科学大系二二、一九七三、所収)である。
- (4) 近年における初期一揆についての包括的研究は西田真樹「一揆の転回」(『講座一揆』二、一九八一、所収)が唯一であろう。
- (5) 『大日本史料』第十二編之十六、八三六〜八三七頁。
- (6) 同書八三八頁。
- (7) 同書八三九頁。
- (8) 「和州北山一揆次第」(『和歌山県史』近世史料三所収) 七四〇頁。同書七三九頁。
- (9) 前掲『浅野家文書』一五三〜一五八頁。
- (10) 「北山一揆等取集書付」(前掲『和歌山県史』所収) 七三〇頁。
- (11) 「異本北山一揆物語」(同書所収) 七五〇頁。
- (12) 前掲『浅野家文書』一五九〜一六五頁。
- (13) 「北山一揆物語」(前掲『大日本史料』所収) 八七〇〜八七一頁。
- (14) 五鬼は、『上北山村の歴史』(一九六四)によれば、慶長十七年四月八日の日付のある森本坊の鐘の銘文に出てくる「鬼介、鬼継、鬼熊、

鬼童、鬼上」のことであり、津久は鬼継、小中某は鬼介であるという。しかし編纂物が記す五人の首謀者はかならずしも全員が五鬼に当たるわけではないとしている(同書八〇頁参照)。なお、五鬼については柳田国男「山人考」(二九一七)、『定本柳田国男集』四、一九六三)を参照。

- (16) 北山一揆は熊野一揆とも呼ばれる。この一揆についての論文としては伊東多三郎「近世封建制度成立過程の一形態―紀州藩の場合―」(『社会经济史学』一一巻八・九号、一九四二)、速水融「紀州熊野一揆について」(『三田学会雑誌』五一巻七号、一九五八)がある。いずれも基本的には後進地における土豪の一揆と把握している。
- (17) 「徳川実紀」(新訂増補国史大系) 第二篇一七三頁。
- (18) 同書同頁。
- (19) 同書同頁。
- (20) 同書一七四頁。
- (21) 同書同頁。
- (22) 同書一七四〜一七五頁。
- (23) 『大日本史料』第十二編之三十一、二七〇〜二九二頁。
- (24) 同書二七八〜二八七頁。
- (25) 同書二八三頁。
- (26) 「祖谷山旧記」(『東祖谷山村誌』一九七八、所収) 八七四〜八七六頁。
- (27) 同書八七三頁。
- (28) 同書八七一頁。
- (29) 「那須之党蜂起一件記録控 相良志摩守」(文化四年十一月)(青木虹二編前掲書所収)はその経過について次のように記している。  
 一 同年(元和五年)夏西国大名方御殿被下候処、鳴津右馬頭、有馬左衛門儀先祖左兵衛佐儀へ御暇出不申候処、七月中旬左兵衛佐被為召登城仕候処、秀忠公御目見被仰付上意ニハ那須山之者去動すれば氣隨をなし多年六ヶ敷事を言上候間、一人も不殘御成敗可被成

候、御旗本よりハ阿倍四郎五郎、大久保四郎左衛門被遣候、相良一手ニテは退治成間敷候間、為其有馬、嶋津を被留置候、三人同道ニテ罷下、山中を治め候人夫ニても人数不足候ハ、隣国へ相触可申被仰出、左兵衛佐謹て上意奉畏、先一人ニテ退転可仕候、自然人数不足仕候ハ、加勢を乞可申旨申上退出、其後兩使同道ニテ八月十五日人吉下着、動十七日山中頭立候者十人程人吉へ呼寄搦捕、御成敗有之、

(30) 前掲「和州北山一揆次第」七三八頁。

(31) 前掲『大日本史料』第十二編之三十一、二九一頁。  
同書同頁。

(32) 同書同頁。

(33) 「阿淡両国秘録」(前掲『東祖谷山村誌』所収) 八六五頁。  
(34) 柳田国男「山立と山臥」(一九三七)『定本柳田国男集』三一、一九六四、所収) 一〇八頁。

(35) 千葉徳爾『民俗と地域形成』一九六六、三八〇頁。  
(36) 同書三八二頁。